

寒い日が続きますが、もうすぐ
春です！確定申告です！



平成22年分の確定申告期限は、
平成23年3月15日(火)です。

平成22年分所得税・個人消費税と贈与税の確定申告が、今年も始まります。この文書をお送りしたお客様につきましては、私どもで確定申告の準備を進めさせていただいております。同封のリストをご確認の上、申告に必要な書類をご用意ください。前年からの変更、不明な点等がございましたら事務所までご連絡ください。よろしく願い申し上げます

昨年、電子申告を行ったお客様に対して、
税務署から申告書用紙等は送付されません。

しかし、申告書送付がなくても、事業所得等があり、
税額が発生したり、住民税の計算が必要だったり、
特例を適用するといった場合には申告が必要です。
今年も電子申告で作業を行う予定にしております。
ご協力よろしくお願いいたします。



～年金関係の源泉徴収票について～
年金の源泉徴収票については、過年度の訂正の他、社会保険料の記載がないといった不備が見受けられます。書類の内容をしっかりとご確認ください。



酒井啓司税理士事務所
松山市湊町4丁目2-1 湊町森ビル5F
TEL089-931-3235
E-mail:info@sakai-z.com

この文書はすでに資料をご持参いただいた皆様にもお送りしております。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

今年の確定申告 ここにご注意！



- 寄付金控除の適用下限額が、5,000円から2,000円に引き下げられました(政治活動に関する寄付の特例等も同様の取扱となります)。
- 住宅取得資金の贈与を行った場合、贈与税について1,500万円の非課税枠が設けられました(当初500万円の非課税枠が一定の条件を加えて増額となりました)。
- 消費税の課税事業者を選択した場合、3年間は免税業者に該当しないことになりました(自販機等を利用した節税が難しくなりました)。
- 納税者の電子証明書(住基カード等)があれば、電子申告控除5,000円(最大)を1回限りで受けることができます。
- 住宅ローン控除が申告手続きなく、住民税にも適用されることになりました。
- 昨年電子申告を行った場合、紙の申告書は送られてきません。申告に必要な情報は、インターネットで確認します。私どもの事務所に初めてご依頼になるお客様が、過去に電子申告を行っていらっしゃる場合は、「識別番号」と「暗証番号」がわかる書類をお持ちください。



上記特例の適用については、一定の要件を満たす必要があります。該当すると思われる場合には、詳細を事務所までご連絡ください。

今後の改正にもご注意

《平成23年分以降の改正》

- 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除38万円が廃止されます。
- 年齢16歳~18歳の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分25万円が廃止となります。
- 平成24年以後締結された生命保険は、介護医療保険に対して4万円の控除制度が創設され、従来的一般・個人年金の生命保険料控除も同額の控除に引き下げられます。
- 平成24年以降、上場株式等を対象に少額の非課税口座制度(いわゆる「日本版ISA」)が創設されます(現在、上場株式等の譲渡益課税の延長と並行して、平成26年に延期する方向で議論されています)。

上記改正は、法律が成立し、施行がほぼ確定したものです。



現在進行中の改正論議

《現在の通常国会では、主に個人の税金について、
下記のような議論がされています》

- 税務調査の手続きが制度上明確にされ、その通知が文書で行われるなど厳格化されます。また、納税者の権利を明記した納税者権利憲章が制定されます。
- 申告が誤ったような場合に行う更正の請求の期限が、原則として5年に延長されます(現行1年)。
- 給与等の収入金額が1、500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けるなどの制限措置が設けられます。
- 給与所得者の特定支出控除の要件を緩和します。
- 勤続年数が5年以下の役員に対する退職金の退職所得の計算が厳しくなります。
- 年齢23歳以上70歳未満の扶養親族に対する扶養控除の適用は所得400万円以下の人に制限されます。
- 現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年間維持します。
- 金地金等の譲渡について支払調書が税務署に提出されるようになります。
- 相続税の基礎控除を現在の6割水準とし、税率を引き上げます。
- 相続税精算課税制度の適用範囲を拡大します。

